

## 第18回秋田地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年1月26日（木）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

鑑隆千代，木村繁，小松弘子，佐々木博子，佐々木有紀，田中伸一，豊田建夫，馬場純夫，平野大輔

（ゲストスピーカー）

鈴木陽一部総括裁判官，船木潤紀主任書記官

（説明者）

近藤好美事務局長，星和伸民事首席書記官，品川幸樹刑事首席書記官

（事務局）

近藤好美事務局長，星和伸民事首席書記官，品川幸樹刑事首席書記官，長沼忠雄事務局次長，八巻孝総務課長，星義博総務課庶務係長，阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「労働審判制度について」

（ア）基調説明

星民事首席書記官が「労働審判制度」について，鈴木部総括裁判官が「労働審判事件の処理状況」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判員裁判の実施状況（犯罪被害者保護等）について」

(ア) 基調説明

品川刑事首席書記官が「裁判員裁判事件の特徴点，犯罪被害者保護等」について説明した。

(イ) 見学

委員は，評議室，合議室及び1号法廷並びに遮へい措置，ビデオリンクシステムを利用した模擬実演等を見学した。

(ウ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「震災と裁判について（続）」

(ア) 基調説明

近藤事務局長が「震災と裁判」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

(5) 次回開催日時・議題

追って調整する。

なお，委員から，委員が意見を出しやすいようなテーマ，あるいは裁判所の事件数が減少していることなどある程度長期的な視点で検討すべきテーマを設定するように要望が出された。

(6) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□はゲストスピーカーの発言)

### 1 労働審判制度について（議事概要4の(4)のアの(イ)）

- 労働審判においては、弁護士が相手方代理人を受任しようとしても、既に第一回期日が指定されているので受任しにくい。第一回期日の指定前に期日調整できないものかと感じている。
- 第一回期日は、申立てから40日以内の日を指定しなければならないと定められている。また、裁判所としては、第一回期日を充実したものとするため、ある程度まとまった時間（2時間から4時間）を確保している。一旦期日指定した後、期日変更しにくいという事情がある。
- 全件に代理人が付いているのか。
- そうではない。最近では、代理人を付けないで申立てをする人が多い。その方々の申立書類は整っていることが多い。
- ◎ インターネットで申立書式を入手できるし、制度について勉強して、ご自分で準備し、代理人を頼まずに申立てをしているのではないか。
- 雇用形態が著しく変化し、それに伴って労使関係も変化してきている。労働審判事件の申立てで多い「解雇」と「時間外手当」の概念も変わっていくのではないか。
- 裁判所は、新しい形態の紛争に関して、従前の概念、判例などの考え方を参考にして判断している。事例が蓄積されれば、やがて立法化されるが、それまでは裁判所が事案ごとに解釈をして対応することになる。
- 労働審判事件の申立ての際には、申立人が求める経済的利益に対応した手数料（印紙）と郵便切手4000円分程を納めていただいている。
- ◎ 労働審判委員会においては、意見がまとまらないことがあるのか。
- 当初、それぞれの委員の見方が異なるものの、具体的に論点をすり合わせるうちに結論として方向性が一致してくる。

- 労働審判事件の審判の中では，労働団体の出身委員が労働者に厳しかったり，経営者団体出身の委員が経営者に厳しかったりすることもある。
  - これまで経営者からの申立てはあったのか。
  - 支払義務がないことの確認を求める申立てが1件あった。
  - 全国的にはブラック企業というものがあるので，このような制度があることは良いことだと思う。
- 2 裁判員裁判の実施状況（犯罪被害者保護等）について（議事概要4の（4）のイの（ウ））
- ◎ 検察庁においては，犯罪被害者参加制度についてどのように説明しているのか。
  - 犯罪被害者又は遺族に対して，法務省が作成したパンフレットを渡して説明している。
  - 先ほど，IT化された法廷を見学できて良かった。
  - 裁判員裁判の際，呼び出しに応じなかった候補者に対しては，どのような対応になるのか。
  - 今のところ，出頭していただけなかったという状態のままである。
  - ◎ 全国的に，不出頭の候補者に制裁を科した事例はあるのか。
  - 聞いてはいない。
  - 候補者として呼び出されても裁判員等に選任されなかった人が，また同じ年度内に呼び出されないように配慮しているものの，裁判員裁判が多い裁判所では，多くの事件について次々と呼び出すため，一つの事件で呼び出してから選任手続の結果が出るまでの間に，別の事件で呼び出されるという，いわゆる重複呼出が増え，しかも，重複呼出は，選任対象となる候補者の数が少なくなる年度末にかけて多くなるということで，その対策を検討していると聞いている。秋田地裁において補充裁判員になった方の中に，2年前に候補者として呼び出された方がおられるものの，1年が経過していることから，補充裁判員に選任され，務めていただいた事例がある。秋田では真面目

な方が多いので、裁判官としては有り難く思っている。

なお、出頭していただいた方には、日当が支払われる。

- ◎ 先ほどの模擬実演の中で、証人に対して、「被告人を見れば分かりますか」と質問する場面があったが、証人にとっては被告人を見ること自体が負担になることはないのか。
- それはあると思うが、そうせざるを得ないときには、最終的には証人の意向によるが、どうしても避けられない場合もあると思う。検察官からは、泣き崩れる証人もいると聞いている。
- ◎ 検察官としては、証人へのアフターケアをどうされているのか。
- 証人が報道機関と接触したくないと希望されるときには、裁判所に出頭する前に検察庁に来ていただき、検察庁の職員が付き添って裁判所に出頭するようにし、帰宅時も、検察庁経由で少し時間をおいてから帰っていただくという対応をしている。また、証人に対して裁判の結果を知らせることがあるし、犯罪被害者に対して受刑者の出所情報を開示するケースもあり、できるだけ負担を軽くする配慮をしている。
- 例えば、証人が他人の服装などについて質問されたときに、ちょっと思い出せないこともあると思うが、記憶違いで言ったことが、嘘を言ったというように受け取られることはないのか。
- 証人は自分の記憶のとおり言うだけであれば、偽証罪に問われることはない。証人の記憶が不確かなようなときは、通常、反対当事者から質問されるので、記憶が是正されると思う。
- ◎ 先ほど、評議室を見学したが、裁判員裁判で疲れ果ててしまう裁判員はおいでになるのか。
- おられる。普段行わない作業をしていただいている。当職としては、裁判が終わり、裁判員がほっとしているときに、「最後に記者会見に出席していただきたい」とお願いするのが大変心苦しい。
- 裁判員裁判が始まってから2年以上経過しているが、法曹三者からその評

価を伺いたい。

- 当職は裁判員裁判の弁護人を経験していないので、個人的な見解になるが、裁判員裁判では公判前整理手続で事前に整理がされることは意義があるのではないか。弁護側から検察官に証拠の開示を求めることができる。被害者には、いろいろ保護制度が整備されてきている。しかし、利用する人はあまりいない。公判において被害者として意見を述べるにしても、事前に情報が入手できないと述べる内容が少なくなるので、今後どうすればよいか検討する必要がある。
  - 従来裁判に比べて、裁判員裁判が始まってから判決までの時間が短くなったのは良いことだと思う。専門外の人にも分かりやすいように工夫しているので、裁判が身近になったと感じている。気になるのは、裁判官だけの裁判のときは、起訴から第一回公判期日までは短かったのが、裁判員裁判では長くなったことである。これについては、今後検討すべきである。
  - 参加する裁判員の方には真摯に対応していただいている。裁判官としては、裁判員の方から事件の見方を教えられることも多い。「裁判官の中にはちょっと常識がない人がいる」と言われることがあるが、実際一般の人と議論してみると、「裁判官も同じですね」と言われることがあって、当職としては意を強くすることができた。刑事裁判の基盤を強化するということで良かったとの印象を持っている。
- 3 震災と裁判について（続）（議事概要4の（4）のウの（イ））
- ◎ また3月11日を迎えることになるが、これを契機として防災意識を高め、全庁規模で取り組みたいと考えている。
  - 裁判所としてはどの程度の高さの津波を想定して対策を立てているのか。
  - ◎ 一応、庁舎の5階に避難することを想定している。

この建物は、比較的窓など開口部が小さく壁もしっかりしていて構造としては頑丈であるし、地盤も固い。昨年3月11日の大震災でもそれ程大きな損傷はなかった。あのときは、裁判所では建物の外観を点検して、建物の

中にいた方が安全という判断をした。

BCPは、最高裁は作成したが、下級裁では今後作ろうとしているところである。